

会社法第782条第1項に定める事前備置書類
(吸収分割に関する事前備置書類)

株式会社ストライク

2025 年 11 月 28 日

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割に関する事前備置書類)

東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号
株式会社ストライク
代表取締役社長 荒井 邦彦

株式会社ストライク(2026 年 4 月 1 日付で商号を「株式会社ストライクグループ」に変更予定。以下、「当社」といいます。)と株式会社ストライク分割準備会社(2026 年 4 月 1 日付で商号を「株式会社ストライク」に変更予定。以下、「吸収分割承継会社」といいます。)は、2026 年 4 月 1 日を効力発生日とする吸収分割(以下、「本件吸収分割」といいます)を行うことといたしました。

本件吸収分割に関する事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約書

吸収分割契約書は別紙のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本件吸収分割に際して、吸収分割承継会社は、当社に対して対価の交付を行いませんが、当社は吸収分割承継会社の発行済株式の全部を保有していることから、かかる内容は相当であると判断いたしました。

また、以上により吸収分割承継会社の資本金及び資本準備金の額は変動いたしません。

3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

吸収分割承継会社におきましては、2025 年 10 月 1 日に設立されたため、確定した事業年度は存在しません。吸収分割承継会社の設立の日(2025 年 10 月 1 日)における貸借対照表は、以下のとおりです。

科目	金額	科目	金額
流動資産		株主資本	
未収入金	10 百万円	資本金	10 百万円
資産合計	10 百万円	負債・純資産合計	10 百万円

- (2) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はございません。

4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

- 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はございません。

5. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社は、2026年4月1日を効力発生日とする本件吸収分割を行うにあたり、当社が負担すべき債務及び吸収分割承継会社が負担すべき債務（本件吸収分割により承継させるものに限ります。以下、同じ）の履行の見込みについて以下のとおり判断いたしました。

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2025年9月30日現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ24,763百万円、3,288百万円であります。本件吸収分割により吸収分割承継会社が当社から承継する資産及び負債の2025年9月30日現在における帳簿価額は、それぞれ684百万円、181百万円であります。

また、2025年9月30日から現在に至るまで当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、効力発生日までに予測される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件吸収分割後に見込まれる当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、本件吸収分割後の収益見込みについても、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、当社は、本件吸収分割後において当社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みについて

吸収分割承継会社の成立の日（2025年10月1日）の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ10百万円、0百万円であります。当社の2025年9月30日現在の貸借対照表において、吸収分割承継会社が当社から承継する資産及び負債の帳簿価額は、上記(1)に記載のとおりです。

また、2025年10月1日から現在に至るまで承吸収分割承継会社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、効力発生日までに予測される吸収分割承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件吸収分割後に見込まれる吸収分割承継

会社の資産の額は同負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、本件吸収分割後の収益見込みについても、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、本件吸収分割後において吸収分割承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙

吸収分割契約書

株式会社ストライク（以下「甲」という。）と株式会社ストライク分割準備会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割に関し、以下の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、効力発生日（第5条において定義する。）をもって、甲の営む事業のうち次に定める事業（以下「承継対象事業」という。）に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本件吸収分割」という。）。

- (1) M&A 仲介事業
- (2) 金融商品仲介事業（但し、当局から乙の新規登録が承認されることを条件とする）

第2条（当事者の商号及び住所）

本件吸収分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

- (1) 吸収分割会社
商号 株式会社ストライク
住所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 三井物産ビル15階
- (2) 吸収分割承継会社
商号 株式会社ストライク分割準備会社
住所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 三井物産ビル15階

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、(i) 法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）、(ii) 承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるもの、又は (iii) 承継しないことにより効率的な運営が可能だと判断したものについては、必要に応じて甲及び乙協議の上、本承継対象権利義務から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第4条（吸収分割対価）

乙は、甲が乙の発行済株式の全部を所有していることから、本件吸収分割に際して、甲に対し、本件吸収分割により承継する権利義務に代わる金銭等の交付を行わない。

第5条（効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。
但し、本件吸収分割の進行上必要がある場合には、甲及び乙が別途合意をした日を効力発生日とする。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、会社法第796条第1項の定めにより、会社法第795条第1項に定める株主総会による本契約の承認を得ずに本件吸収分割を行う。

第7条（競業禁止義務）

甲は、本件吸収分割後においても、承継対象事業について一切競業禁止義務を負わない。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に定める場合にはその効力を失うものとする。

- (1) 甲が、効力発生日の前日までに、第6条第1項に定める甲の株主総会の決議による本契約の承認及び本件吸収分割に必要な事項に関する決議が得られなかった場合

第11条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、甲及び乙は、本契約書正本を 1 通作成し、各自記名押印の上、甲が原本を保有し、乙は写しを保有する。

2025 年 10 月 17 日

甲 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 三井物産ビル 1 5 階
株式会社ストライク
代表取締役社長 荒井 邦彦 印

乙 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 三井物産ビル 1 5 階
株式会社ストライク分割準備会社
代表取締役社長 荒井 邦彦 印

承継対象権利義務明細

乙は、本件吸収分割により、本件吸収分割の効力発生日における甲の承継対象事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2025年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

承継対象事業に属する流動資産等の一切

(2) 固定資産

承継対象事業に属する投資その他の資産（ただし、以下に掲げるものを除く。）

- ・ 関係会社株式及び投資有価証券
- ・ 繰延税金資産

2. 承継する負債

(1) 承継対象事業に属する流動負債（ただし、以下に掲げるものを除く。）

- ① 未払金
- ② 未払法人税等
- ③ 未払消費税等
- ④ 役員賞与引当金

(2) 承継対象事業に属する固定負債（ただし、以下に掲げるものを除く。）

長期未払金

3. 承継する雇用契約等

本件吸収分割の効力発生日において承継対象事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約以外の契約

承継対象事業に関して甲が締結した契約に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（ただし、法令又は契約上承継できないもの及び以下に掲げる契約に係るものを除く。）

- ① グループ経営管理事業に必要な外部委託先との契約
- ② 役員賠償責任保険に関する契約
- ③ 上記のほか、甲が引き続き保有する必要がある契約

(2) 許認可等

承継対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

以上